

松 山 大 学 論 集
第 25 卷 第 6 号 抜 刷
2 0 1 4 年 2 月 発 行

規 範 と 言 葉 ː
日 本 社 会 に お け る 心 治 と い う 病 弊 (Ⅱ)
— 規 範 の 内 包 的 定 義 を 探 る —

国 崎 敬 一

規範と言葉：
日本社会における心治という病弊（Ⅱ）
—— 規範の内包的定義を探る ——

国 崎 敬 一

序 言

本稿では、次の点について欧米社会と日本社会とを比較して論ずる。

- a. 規範の内面化の仕方（規範の身につけ方，身につせさせ方）
- b. 規範の成立の仕方，規範の特徴，規範をめぐる諸問題

1. 欲 求 と 規 範

・ 欲求には基本的なものとして、次のものがある。

生物的欲求：自己保存欲求（食欲，安全欲）

種族保存欲求（性欲）

社会的欲求：自己愛欲求

認められたい（家族，所属する集団，社会から自己の存在
を承認されたい，という欲求）

愛されたい（所属する集団，社会，特に家族から愛されたい，
という欲求）

2. 規 範

1) 規範は、新社会学辞典（1993）によると次のように定義されている。

社会的状況において成員の行動が同調を要求されている一定の標準または当

為命題。

通常、成員が行動において実現さるべき価値や目的の基準、その際に取りられるべき妥当な行動様式に関する指示、さらにはそれらへの同調を高め、保証するための明示的ないし黙示的なサンクション(賞罰)の諸要素が含まれている。言葉の狭義の用法では、多少とも当為性(道德性)を帯びた行動の基準を規範とよび、その他のものから区別することもある。

デュルケムのように社会規範の個人に対する外在性を強調する立場からは社会規範の個人の服従、あるいはその習得(内面化)の過程が重要となる。

規範への人々の同調は絶対的ではなく、また同調行動の形式や動機づけも多様である。次のようなパターンに分けられよう。

- ① 規範自体が行為者によって正当な、あるいは望ましい価値を体したものと見なされ、多少とも自発的に同調が動機づけられる場合
- ② 規範の遵守が何らかの利益をもたらすという判断から、いわば手段的に同調がなされる場合
- ③ 周囲からの孤立の恐れ、あるいは人々と共同歩調をとることの心理的満足から同調が試みられる場合
- ④ 専ら制裁(負のサンクション)を恐れ、これを回避するために同調が行われる場合

社会規範の存在の形態はさまざまであって、種々の角度から記述や分類が行われてきた。サムナーは、自然発生的な行動のなかから固定されてきたフォークウェイズ、これにより明瞭に倫理的意味とサンクションが付与されたモーレスとを区別したが、このモーレスがさらに抽象的原理へと高められ、法は、公的権力によって布告され、明示化されたサンクション(刑罰)によって当該の全成員に普遍的に適用されるという点で、他の社会規範とは異なっている。この強制が正当なものとして特定の行為に対し限定的に行使されるところにその特徴がある。

これで「規範」の内包的定義はほぼ尽くされていると考える。

2) 規範の葛藤

これについては次のように説明されている。

相反する当為命題をもった複数の規範があること、あるいは行為者個人においてこれが葛藤としてされていること。

3) 次に規範について具体的に示しておきたい。

i) 規範について

もう少し具体的に規範のかたちを分かりやすく示すと、次のようになる。

○当たり前規範

社会において

……すべし

……してはならない

……するのが当たり前

……しないのが当たり前、と定まっている行為の仕方

例を挙げれば、

「……すべし」では

- ・ 属する集団（家族、近隣、村落、町内、会社、諸団体）の和を保つべきである。
- ・ 朝夕、近所の人々と会ったらきちんと挨拶すべし
- * これらを「べし規範」と呼ぶことができるであろう。

「……してはならない」では

- ・ 人の物を盗んではならない。
- ・ 人に嘘をついてはならない。
- ・ 人に意地悪してはならない。
- * これらを一括りにすると、「皆に迷惑をかけてはならない」という規範になるであろう。

「……するのが当たり前」では

女性は、化粧するのが

「……しないのが当たり前」では

男性は、化粧しないのが当たり前 など

* これらを「当たり前規範」と呼ぶことができるだろう。

○禁止規範

……してはならない

(例：人を殺してはならない、近親相姦の禁止、父親殺しの禁止、姦通の禁止など)

○模範 (模範的人間像)

人間はかくかくあるべし

(例：英国の場合

Be a gentleman! Be a lady! など

日本の場合

江戸時代ではあるが、

(男性では) 行住坐臥(つまり日常生活において常に)侍たれ!

(女性では) 大和撫子たれ!

戦後においては、

男なら、男らしくあるべし

女なら、女らしくあるべし

といった模範的人間像がまだ存在した。

ただ、近年では、女性差別を告発するフェミニズムの思想や運動によって、このような「男らしくあるべし」とか「女らしくあるべし」とかいった模範的人間像は、さほど通用しなくなっている。

3. 社会統制 (social control) (この項も同辞典 p. 650 による)

1) 社会統制

・ 社会あるいは社会内部の部分集団が自らの秩序を維持するために、構成単

位である集団や個人の行動に対して抑制し、社会的期待に同調するように強制を加える過程。

- ・統制が行われる場面は、非公式の小集団から全体社会にまでわたる。社会統制はその発展の方向によって、否定的禁止と肯定的命令に分けられ、前者は事前的予防と事後的懲罰に、後者は事前的奨励と事後的統制に区別される。
- ・統制は、その方法によって①強制的統制、②説得的統制に分けられ、前者は法規または権力による強制力を裏付けとし、統制違反は処罰を伴うのに対し、後者は強制力を伴わず、自発的服従、同調にまつが、宣伝、啓発、教化、勧誘、暗示など様々の説得手段が用いられる。ただし、強制的統制でも法規や権力に裏付けられた場合は、非難、あざけり、絶交など非公式な制裁が浴びせられる。

2) 逸脱（同辞典，p. 49，執筆担当，宝月誠による）

逸脱の概念も同調との対比・対立関係ではじめて意味を持つ。

- ・同調＝逸脱のカテゴリーは、人々の行動や活動主体（個人および集団）を正しいものと正しくないもの、適切なものと不適切なもの、好ましいものと好ましくないものに意味づけ、類別化する文化的な装置としてあらゆる社会生活に見いだされる。問題となるのは、どのような行動（そのあるいはその担い手）に同調あるいは逸脱のカテゴリーが付与されるかということである。

4. 規範の成立の仕方、規範の特徴（市民社会タイプ、言治主義）

まず欧米型（つまり市民社会タイプ）の規範の成立の仕方、規範の特徴について見ていこう。

はじめは、市民社会に至る前の、共同体、家族、親族、村落共同体、身内、世間についてそれが凡そどのようなものか、みておこう。

1) 共同体 (平凡社, 大百科事典, vol 4, p. 353, 熊野聰による)

i) 一般的概念

- ・生活の共同性がいちじるしい社会集団, ドイツ語では *Gemeinschaft*, ゲマインデ *Gemeinde* という。
- ・基本的な生産手段である土地を共有し, ときに応じての共同労働, 共同防衛と集団成員相互の互酬関係とによって, 生活の安全を確保する組織としての共同体は実在する。共同体は生きるための組織であり, その機能は人々の生活保障にある。

このような共同体の存在は, 最も原始的な経済段階にある採集狩猟民の間に, 現実にみられるものである。

土地とか水といった基本的な生産手段を共有し, これを維持するための共同体規制を持つ組織が存在するならば, かりにも他の生活諸部面の共同性は, 欠くにしてもこれはやはり共同体と称してよかろう。マルクスはそうした立場から, 原始共同体が解体した歴史的形態としての, アジア的, 古典古代的, ゲルマン的の三つの共同性の形態を分類した。

ii) 共同体のもつ社会的特質

共同体はそれ自体一つの局地的小宇宙としての孤立性をもつものであった。低い生産力と自給的な経済との下で, 成員と共同体そのものの再生産をはかる必要から共同体の内部に対しては階層分化を抑制する意味での平等性が強調される。相互に兄弟のような親しさをもって関係しあうことが求められたが, 逆に共同体の外部に対しては, 成員の再生産を支える共同体的土地所有をまもるという意味からも封鎖性が強調された。このような二重性は共同体の経済・倫理の特質であった。

日本の近世の幕藩体制の下で藩制村として再編成された水田を中心とした耕地は私的所有に委ねられていたが, 水田耕作にもとづく水路や溜池などの灌漑と採草や林野などの入会的な共同所有などの形態をとった共同体的所有がそれを補完していた。村落が連帯して年貢を納入する単位としてさまざまな役割

を負うようになったことから、きわめて緊密な連帯が作りあげられた。

2) 家族（新社会学辞典, p. 177, 森岡清美）

i) 定義

居住共同に基づいて形成された親族集団。内容に即していえば、夫婦（親）・子の結合を原型とする。感情的包絡で結ばれた、第一次的な福祉集団である。この定義は形態面、関係面および機能面について家族の集団的特色を指摘している。

原型的結合の基礎は夫婦関係であって、そこから親子関係が発生し、さらにきょうだい関係が派生する。

夫婦関係を基礎とするということは、人間関係成立の3前提の理解を含意する。第1の前提は、生殖における分業を核として展開される性的分業であって、男女はこれ故に相互依存の関係におかれ、性的結合を維持する。第2の前提は、性的結合の相手方を自己が生まれ育った家族の成員のなかから求めることを禁ずる近親相姦のタブーである。家族の集団としての境界はこのタブーが支配する最小の単位として設定される。第3の前提は、子の母の夫が子の父であり、そうした保護者としての父（社会学的父）をもつ子だけが社会によって正当な子として認められるという、嫡出の原理（*principle of legitimacy*）である。これによって夫婦関係が父子関係を含む全的な親子関係を発生させる基礎となる。

第2の前提と結びついた第1前提によって一組の男女が夫婦となり、第3の前提によって自然的な母子結合が文化的な存在となる。

ii) 関係の側面

感情的融合に家族関係の特色を見いだそうとするのは、日本人の「甘え」の心性を反映するものかもしれない。家族員は愛情であれ、憎悪であれ、感情的に深くからみついた結ばれ方をしており、互いに無関心であること、第三者的な平静で理性的な態度をとり続けることはできない。非打算的である代わりにしばしば合理的な判断を拒否し、時には理不尽でさえある。その意味で感情的

包絡で結ばれているというのである。

3) 親族

i) 親族とは、事実上あるいは推定上、血縁関係および婚姻関係によって結ばれている人々の総称。

ii) 親子関係

子の出生、養子縁組、婚姻などによって生ずる親と子の世代間の人間関係。生物学的な血縁関係による親子関係だけでなく、養父母と子、継父母と子、里親と里子、ときには嫁と姑など義理の親子関係を含む。一般には夫婦関係とともに家族を構成する主要な関係であるが、別居や離婚などにより家族を構成していない親子関係も含まれる。

iii) 親族組織

親族関係にある人々の間に、共通の目標や活動を規制する規範、地位と役割の分業体系が確立されることによって、高度に協働的な体系が形成されている場合、この親族集合を親族組織という。

4) 村落共同体

i) 基本概念

資本制社会以前の生産様式としての共同体は、その成立の物的基礎として土地を直接に占取し、自らの生活および社会関係の再生産を行う。このような共同体の具体的形態が村落共同体である。各個別経営体相互に生産＝生活の諸関係を取り結ばざるをえない。ここに共同体的諸関係を形成する必然性がある。村落共同体は、従って、このような私的に占取された耕地を基礎に、さらに水利および山林原理をその補充としていながら、生産＝労働過程における耕地＝耕作規制や水利利用規制（慣行）、山林原野の利用規制（慣行）等のいわゆる共同体規制や、これに基づくさまざまな生活的・社会的規制のもとに現れるとされる。

5) 身内

身内——共同体（家族、親族共同体、村落共同体など）の共通の特徴をと

らえて〈身内集団〉と筆者は呼びたい。

i) relatives

対人関係に関わる日本人の基本的なカテゴリーの一つ。「ウチ」と「ソト」という対人関係カテゴリーの二分法的区分に関して、親族ないし疑似親族からなる身近なものを指して身内と呼ぶことが多い。日本人は、気の許せる仲間内や、血縁的な絆に根ざす身内とは、安堵して親密な対人関係を保持することができる。身内どうしでは、いわゆる他人行儀はよそよそしいものとして排され、遠慮のない態度や甘えが要請される。それは居心地のよい状況を作り出し、世間での不都合な出来事から生じた心的な疲れを回復させる場となる。内輪の者どうしの関係は、血縁のある者に限定されることなく、かつて商家や同族に典型的にみられたように、雇用者と使用人、地主と小作人の間にまで拡張され、儀礼的な身内を形づくっている。こうした疑似血縁者（本来の身内ではない共同生活者）が親族構成員として許容され、協同団体としての親族集団を構築する点に、日本的な特性が認められる。

6) 世間

i) 基本的定義

元来は、仏教用語。サンスクリット loka（場所・領域）、laukita（世俗）の漢語訳。出家せず俗世間にいる意。そこから転じて日本では、社会一般をさすようになった。身内・仲間などと並ぶ対人関係に関わる日本人の基本的な概念の一つ。「ウチとソト」という対人カテゴリーの二分法的区分に関して、ソトのほうに属する広い範囲の人々からなる、しかも自分の行動の基準枠となるような社会システムをさしている（「世間体を気にする」というのは準拠性の表明）。日本人にとって世間は、自分と関わりをもつかぎりでの全体社会のことである。個人によって構築される社会とは異なり、世間は、日本人が縁によって結びつかれ、互いに織りなす間柄の集積体として理解される。間柄は複雑に交差し合うので、世間は無際限に広がるようにみえるが、実際はそうではなく、思わぬところで人的脈絡が再確認されたりする（「世間は思ったより狭

い)。井上忠司が指摘するように、日本人にとって準拠集団となる世間は、身内や仲間内という身近な存在と、他人やよそものといった遠い存在との、ちょうど中間地帯に位置している。

ii) よそもの

古くは村落共同体の閉鎖性のゆえに、外部からの新規参入者がながく「一戸前」としての資格を得られず、さまざまな差別的な扱いを受けたことをさして、特に「よそもの」という言い方があった。しかし、今ではより一般的に局外者（アウトサイダー）の意味で「よそもの」という言い方をすることもあるし、さらに半所属のマージナルマンのことをさしていうこともある。例えば、何らかのスティグマのゆえに連帯感をもって集まっている人々の間に、健常者が割り込んでいたとして、彼がいかに同情的にふるまっても、いつしか「よそもの」（ないし集団内孤立者）としての疎外感を味わうことにもなるであろう。だが、冷静な客観的評価は、当事者主観を共有しないこれら「よそもの」によってもたらされることが多いから、社会科学において研究者は、対象集団に対してむしろ「よそもの」であると要請されることもある。主体的に「よそもの」である場合と、そう強制される場合とがあるわけである。

5. 市民および市民社会についての考察

最後に市民および市民社会について若干の考察を加えておきたい。

1) 市民

完全な成員権をもつ都市の住民という身分を表す「市民」という言葉は、一定の経済的・政治的・社会的な資格をもった行為主体、人間を意味するようになった。

2) 市民社会 (civil society)

市民によって構成された社会のこと。「市民」の意味の歴史的変遷に応じて多義的となる。

もともと市民とは「市民権」をもつ都市の正規のメンバーのことで、一つの

法的身分を示す言葉であった。市民は、都市の特権的支配層として、あるいは家族のなかでは家父長として、他の身分の者に君臨していた。その反面、市民どうしは、自由民として互に対等な仲間として交際し、自由・平等・友愛や社会関係の理想をなしていた。封建制の解体の中から、都市と農村の中世的対立の乗り越えをめざす新しい国民的社会が誕生し、そこを基盤に近代化の過程が推し進められたが、その中で市民・市民権という概念は、新しい社会を構成するための原理として面目を一新された。近世自然法論は、市民権を身分的特権とみなす従来の考え方を徹底的に批判し、人々が人間という資格だけでもつことのできる「人権」(human rights)と定義し直し、すべての人々が近づきうるものにした。市民権は一般化されるのに応じて、その内容も形式化される。都市の市民が歴史のなかで自ずと身につけてきたさまざまな属性は、人格的・政治的・経済的・社会的・文化的「権利」として抽象化され、その法制化が熱心に求められた。量的にも質的にも拡充された市民権は、いまやすべての人々を共同体の完全なメンバーとして受け入れるための条件と解されるに至った。市民社会とは、市民権の新しい概念化によって市民の身分的關係性が打ち破られ、社会のすべてのメンバーが「市民」として受容されているような社会といえよう。

3) 市民社会タイプの規範の成立の仕方

i) 共同体の一部分（一細胞）として生きている人間でなく、共同体を抜け出し一個人として／一市民として存在している人間たちが集まって規範を作る。

・まず個人として／一市民として存在し、その個人が企業や団体や社会に所属する。そのような個人／市民たちが、市民社会の規範を作る。
「まず個人として／一市民として存在し、その個人が企業や団体や社会に所属する」ということは、次のような例からよく分かる。

初対面の二人が自己紹介する場面で、日本とアメリカで自己紹介の仕方がどのように違うか。

(日本)「初めまして、東芝の田中です。経理をしています。」

このように、まず自分がどこに所属するかが来て、次に自分の職務が来る。

(米国)“How do you do? I am an engineer. I work at IBM.”

このようにまず自分の職業が来て、次に自分がどこに所属するかが来る。

- ii) 一人一人がエスの欲求のままに行動すれば、闘争・混乱が生じ、共生できない。

また、互いによそ者同士で、気心が知れない=相手の欲求のありよう、行動の仕方が分からない。

そこで、互いにどうしたいか、どうしてほしいかを言葉に出して確認し、欲求の抑え方/欲求の満たし方を言葉で確定する。

- iii) 人々は規範を相互の契約(約束)として定める。

契約(約束)は互いの将来の行動を拘束する言葉である。(このことは、次のような言い回しからよく分かる。)

I give you my word that～ 私はあなたに～と約束する。

- iv) 規範が人々が共有する言葉として存在している。

ここで、言葉(特に文字文書)とは、各人の心の外に客観的に存在するものであるという点をおさえておきたい。

次に、法治主義、言治主義について若干の説明をしておきたい。

- ・人々を治める(統治する)基準、裁く基準が言葉である。
- つまり、心の外に客観的に存在する=言葉を基準として人々を治める・裁くのである。
- ・自分の行為が正しいか正しくないか裁く基準が、権力者の心(誰からも見えない内面)であったら、大変怖いことになる。
- ・治める基準・裁く基準が誰かの心でなく、誰にとっても心の外にあって客観的に存在する言葉であるということ、つまり法治主義(-言治主義)

は民主主義の重要な土台であり、独裁やファシズムを防ぐ重要な防波堤である。

v) 共同体内規範でなく、共同体の枠を越えた規範＝市民社会規範である。

6. 規範の成立の仕方、特徴（日本社会タイプ）

1) 規範の内面化

i) エディプス期以前

欧米と殆ど変わるところはない。

ii) エディプス期以前

・父による母子一体関係の切断が弱い－このため欧米型のエディプスコンプレックスの通常のコースをたどらない。

（具体的に言えば、「一人で寝るようにと命令しない」「母と男の子との甘え合いを不道徳視しない」など）

iii) 日本的な規範の内面化（しつけ方）の方式

○A方式

・母子一体関係を残し、そこから捨てる脅すことで、躰ける。

例) しつける。

「～しちゃダメよ！」

→子が言うことをきかない。

→「あんたみたいな子は、もういらん！」

（家から閉め出す。押し入れに閉じ込める、など）

「～しちゃダメよ！」

→子が言うことをきかない。

→「あんたなんか、もう知らん！」

＝ネグレクトする

いずれも、母子一体関係から捨てるゾという脅し

・母子一体関係は否定されず残っている＝甘えの心性が残っているの

で、そこから捨てられる恐怖に耐えられず、いうことをきく。「ごめんなさい。もうしないよ。」

○B方式

- ・母子一体（甘え）の世界の外は怖いよと脅してしつける。

例) バスの中で男の子が騒いで、言うことをきかない。→

(母親)「運転手さんにしかられるよ」「あのおじさんにしかられるよ」

これも、甘えの世界にしがみつく心を利用している。- A方式と同じ。

○C方式

- ・自然の暴威のような暴力的な言動で躰ける。

例) 言うことをきかない。→

父親が問答無用で殴る，機嫌次第で殴る，蹴る。

この場合，処罰の根拠が示されないし，曖昧である。

また，処罰の有無，仕方，程度，理由などに一貫性・整合性がない。

つまり，予測不可能の暴力すなわち自然の暴威のようである。

(昔から言われる，「この世で怖いものは，地震，雷，火事，おやじ」という言葉は，予測不能の災害などおやじの怖さがよく似ていることを教えているのであろう。)

iv) まとめ

- ・母子一体（甘え）の世界の外（世間，異界，自然）の恐ろしさで躰ける。
- ・親と子どもが甘えの関係の中にといたり，エスのまま生きることを「いけないもの」として否定していない。当然，子も甘え／エスを自ら否定するということをしていない。
- ・このため，子は規範を自らのものとし，自ら規範を正しいと思うから守るのではない。母子一体の世界から捨てられたくないから，守っている。

- ・ここで当然、次のような問題が生ずる。
 - 母子一体の世界から捨てられないなら守らない。
 - 所属する集団の皆から捨てられないなら、規範を守らない。
 - 所属する集団の皆が規範を破るなら、自分も破る。

7. 心治主義の場合の、規範の成立の仕方、特徴、問題

1) 共同体の規範と市民社会規範が併存する。

2) 共同体規範（身内規範）

- i) 日本の共同体において古くからあるもので、自然に生成していたもの。共同体の成員が議論して意識的に作ったものではない。いつのまにかすでに在ったもの。
- ii) お互い気心が知れている（エス、欲求、心の動きが分かる）ので、言葉でそれぞれのエス・欲求を表現しあって、それらの抑え方（＝規範）を決める、ということあまりする必要がない。
- iii) 規範は、あまり言語化されていない。殆どが暗黙の了解によるもの。（＝暗黙の掟）

例) 「掟三章」

- ・刃傷するな（他人を殺傷するな）
- ・つん燃やすな（火事を出すな）
- ・村の恥を外にさらすな（選挙違反などを警察に密告するな、など）

この暗黙の掟を一つに一括すると、次のようになるであろう。

〈皆（村など、所属集団）の和を保て、乱すな。換言すれば、何事につけ皆に合わせよ！〉

（状況、状況でどのように行動すべきかは、「皆の和を大事にせよ」という原則だけを念頭に、後は互いの気持ち・事情を察しあい、皆・場の「空気」を読んで、判断し行動すればいいのである。

3) 市民社会規範

i) 基本的に明治以降欧米から輸入したもの、という性格が強い。

日本の人々が共同体を脱して、個人／市民として集まり言葉（言論、議論）によって作り上げたという性格が弱い。

ii) 市民社会規範は形式・建前だけであって、人々は実態・本音では共同体規範（身内の規範、情理）で動いている。

例) 企業・団体・自治体や教育研究機関での新人採用の際、体裁は公募で、実態はコネといったケース

4) 心治主義という弊害

日本においては往々にして、言語化された規範が基準とならず、治め裁く者（権力者）の心・気持ち（感情・気分・機嫌・考え・価値観）が基準となって、下の者は治められ、裁かれる。

i) 個人が権力者の場合

- ・母、父、ボス（上司、トップの者）、などの一種の独裁的な者が自己の心を基準にして治め、裁く。

- ・この場合、これらの者たちの心が直接見えないので、治められ・裁かれる基準が曖昧である。また、心は変わりやすいので、基準がどうなるか予測が困難である。

- ・この状況は、服従者にとって、対応がしにくく、非常に怖い状況である。そこで、見られる対応としては、

「びくびくとボスのご機嫌を覗う」「ボスに過剰に同調する」

「ボスに合わせることに汲々とする」など。

- ・結局、基準が客観的に確認できないので、統治／裁きが不当と思っても、ボスや他の服従者にその統治／裁きの不当性を論証し主張することができない。そもそもボスの心が基準であり、その心で治め／裁くので、その心ににらまれ、有罪とされたら、抗弁も反論のしようがなく、万事窮す、つまり総て終わりである（泣き寝入りして、不当な罪を被るしか

い)。

ii) 「皆」が権力を持っている場合

例) 母親A, Bがいるとする。子どもと一緒に遊ばせている。Aの子は知的障害をもつ。

B「今まで一緒に遊ばせてきたけれど、うちの子が皆に（暗にAの子と同じに見られるといけけないので、これからは一緒に遊ばせないようにさせてもらうわ…」

- ・日本では、往々にして、人は自分の心（考え・思い・規範・価値観）で生きず、「皆の心」で生きている（皆の心に合わせて生きている）。
- ・そして、往々にしてこの「皆の心」が基準となって、治められ／裁かれるということが多い。
- ・これは、治められ／裁かれる者にとって大変生きづらい、怖い状況である。
- ・この「皆」は実体として存在しているわけではない。
例えば、「クラスの皆」とは、各自にとって〈漠然と自分以外のクラスの者全員〉であり、一人一人にとって違う。正体をつかまえようとしても逃げていく、捕まえられない、そういうものである。
- ・その「皆の心」が基準となって、各人を治め／裁くとなると、特定の権力者の場合以上に怖いことになる。
- ・結論としてまとめれば、
 - ① 基準が心であるから、客観的に確認できない。分からない。
 - ② 心の持ち主（主体）が実体のない「皆」であるから、基準を確定できない。つまり、統治／裁きの不当性に反論も、それを証明することもできない、訴えることもできない。
 - ③ 「皆」を構成する一人一人に、反論し、訴えても、その一人一人が自分自身の心（考え・思い・規範・価値観）で生きていないから、「のれんに腕押し」である。

かくて、誰に対しても反論できない、不当性を訴えられない。つまり、まるところ、「皆」に一旦「有罪」とされたら、終わりである。

参 考 文 献

- 加藤周一（編）1985, 大百科事典, 平凡社
森岡清美（他）（編）, 新社会学辞典, 有斐閣